

添加物専門調査会における審議結果について

1. 審議結果

厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた亜セレン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価（平成 26 年 11 月 18 日付け厚生労働省発食安 1118 第 2 号）については、平成 27 年 6 月 12 日に開催された第 142 回添加物専門調査会において審議され、審議結果（案）がとりまとめられた。

審議結果（案）については、幅広く国民に意見・情報を募った後に、食品安全委員会に報告することとなった。

2. 亜セレン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価についての意見・情報の募集について

上記品目に関する「審議結果(案)」を食品安全委員会ホームページ等に公開し、意見・情報を募集する。

1) 募集期間

平成 27 年 8 月 4 日（火）開催の食品安全委員会（第 572 回会合）の翌日の平成 27 年 8 月 5 日（水）から平成 27 年 9 月 3 日（木）までの 30 日間。

2) 受付体制

電子メール（ホームページ上）、ファックス及び郵送

3) 意見・情報提供等への対応

いただいた意見・情報等を取りまとめ、添加物専門調査会の座長の指示のもと、必要に応じて専門調査会を開催し、審議結果を取りまとめ、食品安全委員会に報告する。